

# 創業して間もない元気な企業への投資を応援！ エンジェル税制

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。ベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

## エンジェル税制の仕組み

個人投資家は投資時点、株式売却時点のそれぞれの時点において、税制上の優遇措置を受けることができます。



### (1) ベンチャー企業へ投資した年に受けられる優遇措置

AとBのどちらかを選択

#### 優遇措置A (設立5年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円(令和3年1月1日以降は800万円)のいずれか低い方

#### 優遇措置B (設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

### (2) 株式を売却した年に受けられる優遇措置(売却損失が発生した場合)

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

## 投資方法

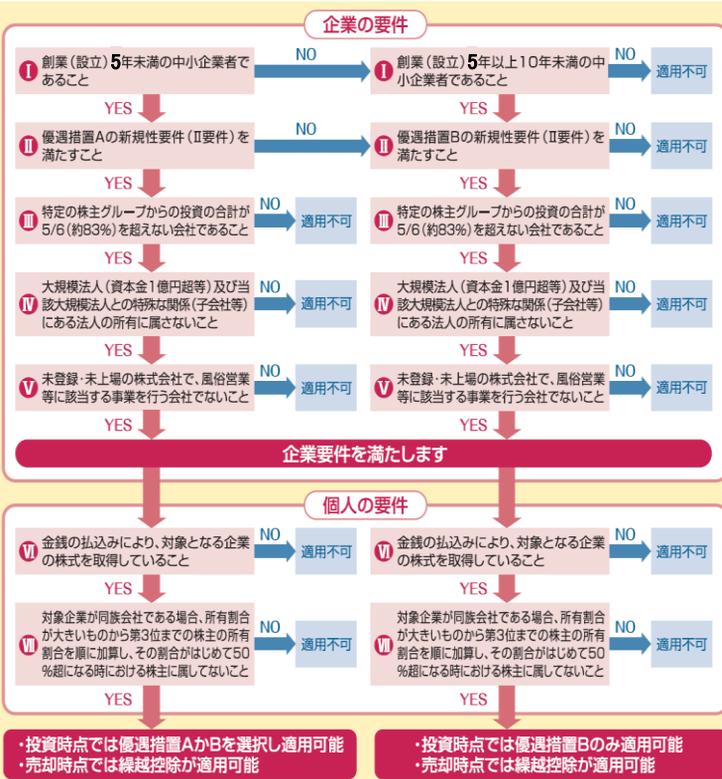
個人投資家が右図の3つの方法で、ベンチャー企業に投資した場合に適用されます。

なお、個人投資家がベンチャー企業の新規発行株式を金銭の払込みにより取得した場合のみ本税制の対象となります。(発行済株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。)



# 対象要件

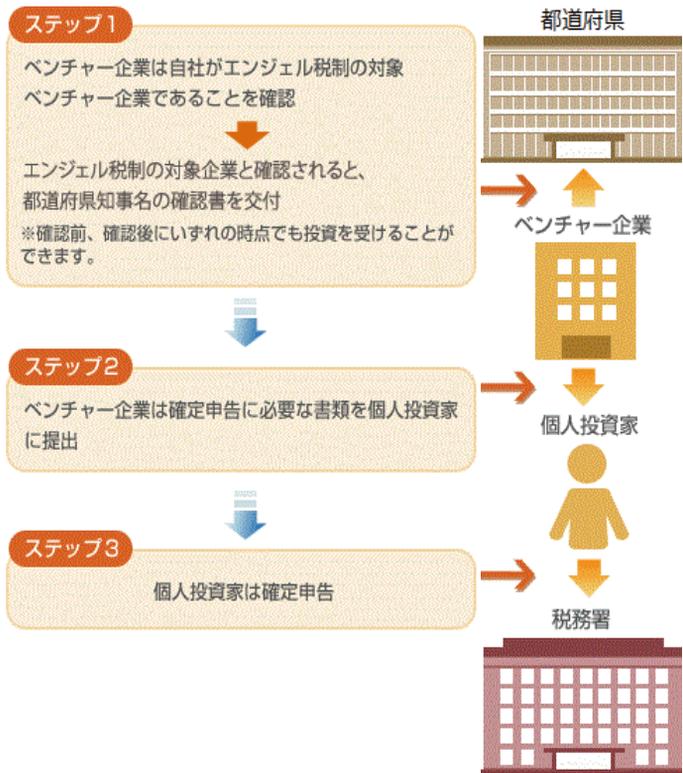
エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、個人投資家による資金の払込期日時点でベンチャー企業要件と個人投資家要件を満たさなければなりません。



(参考)企業要件判別シート  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/sheet\\_enterprise.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/sheet_enterprise.pdf)  
 (参考)個人投資家要件判別シート  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/sheet\\_kojin.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/sheet_kojin.pdf)

# 申請から確定申告までの流れ

エンジェル税制を利用するためには、まず、ベンチャー企業が都道府県へエンジェル税制適用対象企業であること、投資が行われたこと等の確認申請を行います。申請を受けた都道府県は、確認後、ベンチャー企業へ『確認書』を交付します。この確認書をベンチャー企業は投資家へ提出し、投資家が確認書を確定申告の際に税務署へ提出して手続きが完了します。



# 確認申請時に必要な書類

エンジェル税制の適格企業であることを確認する確認書の発行を受けるには、申請書、投資家との契約書のほか税務署に提出した書類、会社設立登記に関連する資料等が必要です。

## <エンジェル税制申請書等>

- ・エンジェル税制 税制適格確認申請書、要件該当の宣言書
- ・事業計画書(既存のものがあれば利用可。ひな型あり)
- ・従業員数を証する書類(雇用保険に関する書類・賃金台帳など)

## <投資家との契約書等>

- ・株式申込書
- ・投資契約書、投資契約書 追加覚書(税制固有の要件を加筆)

## <税務署に提出した書類>

- ・法人設立届出書
- ・法人事業概況説明書
- ・確定申告書別表一

## <会社設立登記に関連する書類>

- ・株主名簿、
- ・登記事項証明書 等

※エンジェル税制の申請手続き・様式等については、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/index2.html>

# 事前確認制度について

資金調達前に、ベンチャー企業がエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度です。これにより、当該ベンチャー企業が個人投資家に対して、エンジェル税制適用企業であることを説明できます。事前確認が行われた場合には、中小企業庁のホームページにて、会社名等を公表することができます。

## お問い合わせ先

### 府内企業向け窓口

京都府 商工労働観光部 ものづくり振興課  
 電話 075-414-4851(平日9時~12時、13時~17時)  
 E-mail [monozukuri@pref.kyoto.lg.jp](mailto:monozukuri@pref.kyoto.lg.jp)

### 制度全般に関するお問い合わせ

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課  
 電話 03-3501-1767(直通)  
 E-mail [angeltax@meti.go.jp](mailto:angeltax@meti.go.jp)